

医 政 発 第 2 1 9 号

平成 2 8 年 6 月 1 7 日

熊本市薬剤師会 会長 様

熊本市保健所長 長野 俊郎

(公 印 省 略)

「平成 28 年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」
の更なる周知徹底について（依頼）

日頃から、熊本市の医務薬務行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、このことについて、熊本県健康福祉部健康局国保・高齢者医療課長から、別添
のとおり再度通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴会会員へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、内容についてのお問い合わせは、熊本県健康福祉部健康局国保・高齢者医療
課（096-333-2223）に行ってくださいようお願いいたします。

問い合わせ先

熊本市保健所 医療政策課

担当 横山、村上

TEL 364-3186

FAX 371-5172

国高第 244 号
平成 28 年 6 月 13 日

熊本市保健所長 様

熊本県健康福祉部健康局
国保・高齢者医療課長

「平成 28 年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」
の更なる周知徹底について（依頼）

平成 28 年 5 月 24 日付け国高第 177 号で通知した「平成 28 年熊本地震による被災者に係る一部負担金の取扱いについて」における周知については、既に「医療機関・薬局の方々へ」向けた周知用チラシ等により、貴所管関係団体未加入の医療機関等に周知されていることと存じますが、医療機関等によっては、今回の取扱いを御存知ないケースが見受けられ、被保険者から一部負担金等を猶予されず支払った旨の問合せが県に対し寄せられているところです。

つきましては、今回の一部負担金等の支払猶予の取扱いについて、改めて貴所管内の関係団体未加入の医療機関等に周知いただくよう、お願い申し上げます。

なお、関係団体に対しては、別添のとおり依頼済ですので、念のため申し添えます。

熊本県健康福祉部健康局国保・高齢者医療課
高齢者医療班 担当：中島、工藤

TEL : 096-333-2223

メール : nakashima-t-hd@pref.kumamoto.lg.jp



被災された方々が診療に見えた際には 下記の点にご留意ください。

1. 保険証の提示がなくても保険診療ができます

被災により、患者さんが保険証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、

患者さんの

- ・氏名、生年月日
- ・連絡先(電話番号等)
- ・加入している医療保険者が分かる情報

(被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険の場合は住所又は組合名、後期高齢者医療の場合は住所)を確認し、保険診療として取り扱います。

2. 以下の方々については、平成28年7月末までの 診療等に係る窓口での一部負担金等の支払いを受け 取る必要はありません

以下の(1)(2)の両方に該当する患者さんからは、窓口で一部負担金等を受け取る必要はありません。(熊本県以外の医療機関・薬局においても同様です。)

※入院時食事療養費・入院時生活療養費は、従来と同様支払いを受けてください。

(1)熊本地震に係る災害救助法の適用地域の住民の方で、次の保険者に加入されている方

①熊本県全域の市町村国保及び熊本県後期高齢者医療

②協会けんぽ、熊本県内に所在する健保組合等の一部の健康保険組合等

(詳細は、厚生労働省HP「平成28年熊本地震関連情報」における「熊本地震で被災された皆様の医療機関等での受診の際のご負担が猶予されます」で確認できます。)

(2)以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

医療機関・薬局は一部負担金等の額も含めた全額を保険請求してください。